

トンガの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

トンガ王国（英語では「Kingdom of Tonga」）は、南太平洋のポリネシアに位置し、約 170 の島々からなる立憲君主制の島嶼国である。国土の面積は、約 747 平方キロメートルであり、日本の奄美大島より少し広い程度の大きさであるが、経済水域は約 362,000 平方キロメートルである。首都はヌクアロファ、通貨はパアングである。公用語はトンガ語及び英語である。人口は、約 11 万人であり、首都のあるトンガタブ島に約 70%が居住している。民族構成はポリネシア系が約 97%、宗教はキリスト教系が約 97%と圧倒的に多い²。

1616 年にオランダ人の探検隊がヨーロッパ人として初めてトンガの北方の島に到達し、1773 年にはキャプテン・クックがトンガ最大の島であるトンガタブ島に上陸した。キリスト教に改宗したタウファアハウは、1845 年にトンガ全土を統一し、ツポウ 1 世となった。ツポウ 1 世は、他の族長を従属させると同時に、そのうちの 33 名を世襲貴族として強力な権限を与える等して、支配を確立した³。1860 年にウェスリアン派宣教師としてトンガにきたシャーリー・ベーカーは、ツポウ 1 世の信頼を得て、法令の起草を担当し、1875 年にトンガ憲法が制定された。トンガは 1900 年に英国の保護領となったが、1970 年に英連邦の一員として独立を果たした⁴。1999 年には国連加盟を果たした。2005 年頃から、公務員の待遇改善や政治改革・民主化を求める国民の声が強まり、ストライキ及び政府への抗議行動が頻発した。そして、ツポウ 4 世が逝去した後の 2006 年 11 月、首都ヌクアロファにおいて、大きな暴動が発生したが、トンガ政府は戒厳令を発令して鎮圧した。2022 年 1 月 15 日には、海底火山の大規模な爆発的噴火が発生し、トンガの島々に、地震、津波及び降灰等による甚大な被害をもたらした。

トンガの主な産業は、農業、漁業及び観光業であるが、海外出稼ぎ労働者からの仕送り送金も多い⁵。農産物では、さとうきび、キャッサバ、ヤム芋、タロ芋等が多い。1988 年から

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 本稿におけるトンガの概要及び歴史については、①『データブック オブ・ザ・ワールド 2022年版』（二宮書店、2022年）464～465頁、②『エピソードで読む 世界の国 243』（山川出版社、2021年）248頁等を参照した。

³ トンガでは、現在でも、王族・貴族・平民という身分制度が位置されており、原則として、身分の変更は認められていない。

⁴ 南太平洋は外国により植民地化された国・地域が多いが、トンガは例外であり、過去に一度も植民地化されず、現在まで王制が続いている。

⁵ 実際、海外出稼ぎ労働者からの仕送り送金は、トンガの国内総生産の約半分を占めると

1994年の間、トンガから日本へのカボチャの輸出が急増した（日本では毎年10月から12月の間、夏野菜であるカボチャが品薄になることを狙ったものであった）が、価格暴落（日本のカボチャの品種改良、ニュージーランド及びニューカレドニアからの輸入の増加等による）により急減してしまった。現在、日本のトンガからの輸入品目の第1位はマグロであり、逆に、日本からトンガへの輸出品目の第1位は電気機器である。また、トンガではラグビーが盛んであり、これまでも多くのラグビー選手が来日して活躍している。

トンガは、現在でも、巨額の貿易赤字を計上しており、経済的自立は困難である。とくにオーストラリア、ニュージーランド及び日本から多額の援助を受けているが、最近では中国からの援助も増加している。1998年には、台湾と断交し、中国と国交を樹立した⁶。

トンガの法制度は、英国法⁷の影響を強く受けており、いわゆる判例法主義の法体系を採用している。トンガの法源としては、①憲法、②法律、③命令、④コモン・ロー及びエクイティがある⁸。

II 憲法

1 総説

推測されている（比嘉夏子著『贈与とふるまいの人類学 トンガ王国の〈経済〉実践』（京都大学学術出版会、2016年）59頁）。トンガのような小規模な島嶼国の経済構造は、「MIRAB」という言葉で言い表されることが多い。即ち、「MI」は移民（Migration）、「R」は送金（Remittances）、「A」は援助（Aid）、「B」は官僚機構（Bureaucracy）を表す。「MIRAB」という概念は、①「援助」が島嶼国経済の開発における一要素をなすものであること、②島嶼国では、先進国への移民及び彼らからの島嶼国の家族への送金が占める割合が大きいこと、③島嶼国国内では、「政府」が労働市場で最も大きな割合を占める最大の雇用主であること等が島嶼国の特徴的な要素であることを示している（『太平洋島嶼国のODA案件に関わる日本の取組の評価（第三者評価）報告書』（日本経済研究所、2016年）1-4頁。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000157385.pdf>

⁶日本におけるマスコミ報道等においては、「中国脅威論」が過度に強調される傾向がある。しかし、欧米先進国からの投資は、汚職防止・貧困対策・環境規制等の厳格な条件が付されるため、太平洋島嶼国にとっては利用が困難であるのに対し、中国からの投資には、そのような条件は付されないため、太平洋島嶼国にとって利用しやすく、太平洋島嶼国から歓迎されている。また、太平洋島嶼国は、中国と欧米先進国を天秤にかけて、より有利な条件を引き出すというように、したたかな外交戦術をとることが多い。「中国脅威論」のみを一方的に主張するだけでは、現実を見失うおそれがある。太平洋島嶼国の地域秩序の構築は、太平洋島嶼国自身の手任せられているというべきであろう。詳しくは、タルチシウス・カプタウラカ著「竜にえさをやる ―オセアニアにおける中国と天然資源開発―」（『アジア研ワールド・トレンド No.244』（アジア経済研究所、2016年）所収）44～48頁）。を参照されたい。

https://ir.ide.go.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=39663&item_no=1&page_id=39&block_id=158

⁷本稿において「英国法」とは、イングランド及びウェールズの法体系を指す。

⁸ Herbert M. Kritzer, *Legal Systems of the World IV* (2002), p.1637.

前述したとおり、トンガ憲法は 1875 年に制定された（即ち、大日本帝国憲法が制定された 1889 年より 14 年も早かった）。トンガが早期に憲法を制定した意図は、外国からの批判をかわし、トンガの独立を確保し、王制を守ることにあった⁹。トンガの 1875 年憲法は、長年の間、改正されなかったが、近時は頻繁に改正されている¹⁰。即ち、1991 年改正、1997 年改正、1999 年改正（1 回目）、1999 年改正（2 回目）、2009 年改正、2010 年改正（1 回目）、2010 年改正（2 回目）、2010 年改正（3 回目）、及び 2013 年改正である¹¹。2010 年の改正は、2005 年頃から顕在化した政治改革・民主化の要求に、ある程度対応するためのものである。

全 115 条からなるトンガ憲法の体系は、表 1 のとおりである¹²。

表 1：トンガ憲法の体系（附則を除く）

前文		
第 1 部 権利宣言		第 1 条～第 29A 条
第 2 部 政体		第 30 条～第 49 条
	枢密院	第 50 条
	首相	第 50A 条～第 50B 条
	内閣	第 51 条～第 55 条
	立法議会	第 56 条～第 83 条
	司法	第 83A 条～第 103A 条
第 3 部 土地		第 104 条～第 115 条

2 統治機構

（1）国王

トンガは、世襲の国王を頂点とする立憲君主制を採用している。トンガ憲法によると、国王は、すべての族長及びすべての国民の主権者であり、神聖なものとされている。国王は、軍の最高司令官であると同時に、さまざまな強力な権限を有するが、その責任は大

⁹ 東裕著「トンガ王国憲法と民主化運動」（『憲法における東西事情』（成蹊堂、2000 年）所収）162～191 頁。

¹⁰

https://www.ilo.org/dyn/natlex/natlex4.detail?p_lang=en&p_isn=35656&p_count=109235&p_classification=01&p_classcount=15909

¹¹ トンガ憲法（英文）は、下記リンク先に掲載されている（2013 年改正までを反映）。

https://www.constituteproject.org/constitution/Tonga_2013.pdf?lang=en

¹² 本稿におけるトンガ憲法の日本語訳は、萩野芳夫・畑博行・畑中和夫編『アジア憲法集【第 2 版】』（明石書店、2007 年）所収）1075～1098 頁（畑博行執筆部分）等を参考にした。但し、当該日本語訳は最近の改正が反映されていないため、前記リンク先に掲載されている英語訳（2013 年改正までを反映）も参照した。

が負う。国王の有する権限としては、法律の裁可、立法議会の招集及び解散、恩赦の付与、条約の締結、戒厳令の宣告、司法任用懲戒パネルの助言を受けた上での法務長官及び大法官の任命等である。国王は、権限の行使にあたり、立法議会の同意を得る等、憲法で定められた手続を経なければならない。

(2) 枢密院・首相・内閣

枢密院とは、国王による重要な国務の執行を補佐する国家機関である。枢密院は、国王が適当と認めて任命する者によって構成される。

トンガの行政権は、首相及び大臣から構成される内閣に属する。内閣は、立法議会に対し、連帯して責任を負う。首相は、立法議会議員により選出され、国王により任命される。大臣は、首相により指名され、国王により任命される。

トンガでは、議院内閣制が採られている。首相及び全ての大臣は、不信任決議案が可決され、議長がその決議を国王に送達したときは、辞任しなければならない、これにより任命は取り消される。その後 48 時間以内に、立法議会が新たな首相の任命の勧告動議を可決した場合、国王は、その者を首相に任命する。もし、新たな首相の任命の勧告が国王に届けられなかったときは、国王は、立法議会を解散し、90 日以内に総選挙を実施するよう命じる。

(3) 立法議会

トンガの立法議会は、一院制である。定数は 26 議席、議員の任期は 4 年である。議員のうち 9 名は、世襲貴族の互選によって選出される貴族代表議員である。また、17 名は、普通選挙によって選出された人民代表議員である（2010 年の憲法改正により、従来の 9 名から大幅に増員された）。立法議会の議長は、立法議会の推薦に基づき、貴族代表議員の中から、国王が任命する。

立法議会は、立法権を有する。立法議会が 3 回の読会で過半数の賛成により可決した法律案は、国王の裁可と公布を経て法律となる。法律案の裁可を国王が留保した場合、立法議会は、次の会期まで、この法律案を再度審議することができない。なお、国王・王室又は貴族の称号・相続財産に関する法律については、貴族議員のみが審議し、表決することができる。

何人も、①立法議会の面前で無礼な行為をすること、②いかなる作為又は不作為によっても、立法議会の職務の遂行を妨害すること、③立法議会の議員又は職員の職務の執行を妨害すること、④立法議会を誹謗中傷すること、⑤議員又はその財産を脅かすこと、又は⑥立法議会によって逮捕を命じられた者を助けることを行った場合、立法議会の決議により、30 日以下の拘禁刑に処する。立法議会の議員が上記の行為を行った場合、他の刑罰に代替又は付加して、30 日以下の停職に処される。

(4) 司法

トンガの裁判所としては、控訴院 (Court of Appeal)、高級裁判所 (Supreme Court)、治安判事裁判所 (Magistrate's Court)、土地裁判所 (Land Court) がある。控訴院、高級裁判所及び土地裁判所の裁判官は、枢密院の国王が、司法任用懲戒パネルの助言を受けた上で、随時任命する。

控訴院は、高級裁判所及び土地裁判所からのすべての上告を審理する (但し、土地裁判所からの上告のうち、世襲財産に関する事件は除く)。控訴院は、高級裁判所長官が主宰し、他の裁判官 (多くの場合、英連邦諸国出身の外国人) とともに構成する。控訴院の審理は、年に 2 回、首都ヌクアロファで開かれる。各会期は最長 2 週間であり、通常、3 月・4 月と 9 月に開催される。判決は、各会期の終わりに言い渡される。控訴院の判決に対して上告することはできない¹³。

高級裁判所は、土地裁判所の専属管轄である土地の所有権に関する事件を除き、すべての事件を審理する権限を有する。また、治安判事裁判所からの上告も受理する。①司法の高官である、若しくはあった者、又は②コモンウェルス諸国のいずれかの裁判所において民事・刑事の訴訟代理権を有し、10 年間弁護士資格を有していた者は、高級裁判所の裁判官になる資格がある。多くの場合、高級裁判所の裁判官は、英連邦諸国出身の外国人である。高級裁判所の判決に対する上訴は、控訴院に行われる¹⁴。高級裁判所は、現在、トンガタブ島に 4 か所あり、年に 2 回、他の島に巡回する。

治安判事裁判所は、民事事件と刑事事件の両方の管轄権を有する。すべての刑事事件において第一審の裁判所となるが、高級裁判所で審理されるべき重大な刑事事件については、治安判事裁判所において予備審問が行われ、被告人が裁判にかけられることが判明した場合のみ、最高裁判所での審理に委ねられる。治安判事裁判所は、1 万ドル以下の罰金又は 3 年以下の懲役に処せられる犯罪について、専属的な管轄権を有している。さらに、5 万ドル以下の罰金又は 7 年以下の懲役に処する犯罪については、当事者の同意により、高級裁判所から移送された刑事事件を審理する管轄権を有する。また、治安判事裁判所は、紛争額が 1 万ドルを超えない民事事件及び一部の家事事件 (養育費請求事件等) を管轄する¹⁵。

土地裁判所は、トンガ国内の土地に関する紛争事件を審理する管轄権を有する。

3 人権

トンガ憲法は、「第 1 部 権利宣言」において、人権規定を置いている。トンガ憲法は 1875 年に制定された古い憲法であるため、トンガ憲法に規定されている人権は、ほとんどが自由権である。他方、生存権、教育を受ける権利、勤労権等の社会権や、プライバシー権、情報アクセス権、環境権等の新しい人権は、規定されていない。また、子どもの権利、障害者の権利についての規定もない。

¹³ <http://www.justice.gov.to/court-of-appeal/>

¹⁴ <http://www.justice.gov.to/supreme-court/>

¹⁵ <http://www.justice.gov.to/magistrates-court/>

トンガ憲法の中で、人権に関する特徴的な規定としては、以下の点が挙げられる。

- ①他の島から労働をさせる目的でトンガに入国させようとするときは、労働年数についての契約を締結し、また、報酬、労働期間等に関する誓約書を役所に寄託しなければならないとの規定がある（3条）。
- ②信教の自由は認められているが、「邪悪でみだらな行為を行うためにこの自由を利用し、信仰の名のもとに国宝や国の安寧に反する行為を行うこと」は違法であるとされている（5条）。
- ③安息日に業務又は職業に従事してはならず、いかなる商行為も行ってはならないとされている。また、安息日に締結又は署名された契約は無効であり、いかなる法的効力も持たないとされている（6条）。
- ④言論及び出版の自由は保障されているが、名誉棄損に関する法律、及び国王・王室の保護のための法律には劣後するものとされている（7条）。
- ⑤集会の自由は保障されているが、「武器を持たず、かつ、混乱を生ぜしめることなく平穏に集会する限り」という条件が付けられている（8条）。
- ⑥人権保護（habeas corpus）請求について、明文で規定されている（9条）。人権保護請求とは、不法に憲法上の人権を侵害されるおそれがあり又は既に侵害されている者（その者が拘禁されている場合に限られない）が、裁判所に対し、その救済を求めて保護請求を行うことである。
- ⑦2年を超える拘禁刑及び／又は500パアングの罰金で高級裁判所に起訴された者は、希望すれば陪審による裁判を受ける権利が保障されている（11条、99条）。
- ⑧一事不再理の原則は保障されているが、「被告人が無罪判決を受けた後に自白し、かつその自白の信憑性を立証するに足る証拠がある場合」はこの限りでないとされている（12条）。
- ⑨国王は、適当と判断した時、教育又は公的行事でのパレードのため民兵隊に入隊するよう納税者に命じることができる。また、戦時に武器を携帯できる者を招集すること等ができる（22条）。
- ⑩21歳に達し、読み書きができ、公務就任欠格者では無い全てのトンガ人は、陪審員として服務する義務を負う。服務を怠った者は、一定の例外事由（大臣、立法議会の議員、裁判官、法律家、警察官、軍人、身体障害者等）に当たらない限り、処罰される（28条）。

Ⅲ 民法

トンガ憲法は、土地について、詳細な規定を置いている（104条～114条）。トンガの土地に関する基本的な法律としては、「1927年土地法」がある（同法は、現在まで、幾度もの改正を受けている）。憲法104条によると、トンガのすべての土地は国王の財産であるが、国王は、いつでも、貴族及び首長等に対し、土地を世襲財産として与えることができるものとされている。国王の土地は、①世襲的な王室財産・王族財産として国王自身に、②世襲的

な貴族財産として貴族に、③王国財産として政府に、それぞれ割り当てられている。土地の保有は、割当て (Allotments) 及び賃貸 (Leases) の2種類が認められている¹⁶。なお、トンガでは、土地は不動産であるが、建物は動産とされている¹⁷。

「割当て」は、トンガの男性に与えられた終身財産で、当該男性の死亡又は放棄により、その未亡人、嫡出子たる長男若しくは孫に承継されるものである。相続人がいない場合、又は死亡・放棄から12か月以内に請求がなされない場合、その割当ては自動的に王室に戻る。割当ては、譲渡、売却、遺贈することはできず、法律に従って相続人に帰属させなければならない。他の子や孫は割当てを受ける権利がないため、自分自身で割当てを申請するしかないが、トンガには割当てのための土地が残されていないため、実際上不可能である。トンガでは、このような状況が何年も続いており、割当てのある者よりも、割当てのない者の方が多くなっている¹⁸。

割当てを受けた者は、その割当てを「賃貸」することができる。賃貸を行うには、内閣の承認を受け、測量と登記を行い、最長99年の期限付きの借地証書の発行を受けなければならない。年間賃借料は土地局に支払うことになっており、その10%は政府歳入となる。賃料は、5年ごとに協定で、又は協定がない場合は内閣の決定で、増額することができる。借地期間終了後、借主は、建物を土地から撤去しなければならない。転貸借は賃貸借契約によって認められるが、やはり、内閣の承認を得て、借地証書の発行を受けなければならない¹⁹。

トンガの「動産担保法」(Personal Property Security Act) は2010年に施行され、担保付取引登録機関は2011年から運用開始された。トンガの動産担保法は、ニュージーランドの立法例にならい、「設備」・「在庫」等の概念を取り込むとともに、カナダ法にならい、「勘定」等の概念を定義している²⁰。

IV 会社法

トンガの会社法は、以前は、英国の1862年会社法を踏襲したものであったが、現行の「1995年会社法」は、ニュージーランド会社法を参考に策定されたものである。

外国企業がトンガに現地法人を設立して事業を開始するための手続としては、①会社名称の予約、②会社登記局での登記、会社設立証明書の取得、③労働商工省からの営業許可証

¹⁶ <https://www.usp.ac.fj/discipline-of-law/wp-content/uploads/sites/128/2022/01/LAND-PROBLEMS-IN-TONGA-Laki-Niu.pdf>

¹⁷ https://sheltercluster.s3.eu-central-1.amazonaws.com/public/docs/2018_03_23_guidance_hlp_law_in_tonga.pdf

¹⁸ <https://www.usp.ac.fj/discipline-of-law/wp-content/uploads/sites/128/2022/01/LAND-PROBLEMS-IN-TONGA-Laki-Niu.pdf>

¹⁹ <https://www.usp.ac.fj/discipline-of-law/wp-content/uploads/sites/128/2022/01/LAND-PROBLEMS-IN-TONGA-Laki-Niu.pdf>

²⁰ ゴードン・ウォーカー&アルマ・ペクメゾヴィック著、浅香吉幹訳「南太平洋におけるアメリカ法の影響」(『アメリカ法 2013-1』(日米法学会、2013年)所収)20頁。

の取得、④内国歳入委員会への登録及び納税者番号の取得等がある。

1995年会社法によると、外国企業がトンガに有限責任会社たる現地法人を設立する場合、「Limited」又は「Limiteti」という語を、会社名の最後に付しなければならない。会社の株式は全て無額面株式であるが、利益配当の優先権の有無や議決権の有無で差を設けることにより、数種の株式を発行することができる。株式の譲渡の方法は、譲渡人又はその代理人が署名した譲渡証書を会社又は株式登録簿管理会社の代理人に交付し、株式登録簿に譲受人名を記載することにより行われる。会社の株式は、原則として、自由に譲渡することができるが、定款により譲渡制限を設けることができる。株式発行の対価は、現金、約束手形、役務、不動産、動産等のいずれであってもよい。会社は、取締役及び会社秘書役（Company Secretary）を、少なくとも1名ずつ置かなければならない。監査役（Auditor）も1名置かなければならないのが原則ではあるが、株主総会の全員一致決議により、その次の年次総会の開始日まで、監査役を置かないこともできる。

V 民事訴訟法

1 訴訟

治安判事裁判所は、①扶養料支払命令、②証人召喚状の発行、③支払強制、④宣誓供述書の執行、⑤緊急の場合における暫定命令、⑥一定額以下の商品の所有権及び占有に関する紛争事件を管轄する²¹。

土地裁判所は、トンガ国内の土地に関する紛争事件を審理する管轄権を有する。土地裁判所の裁判官は、トンガの慣習等に関する説明や助言で裁判官を補佐する役割を担う補佐官（Assessor）とともに法廷の席に着く。しかし、裁判所の判決は裁判官だけの判断により行われるのであって、補佐官は土地裁判所の判決に対して発言権を持たない。土地裁判所からの控訴は、原則として、控訴院に行われる。但し、世襲財産の決定に関する控訴は、枢密院に行われる。土地裁判所は、首都ヌクアロファに置かれているが、他の島への巡回も行われている²²。

トンガの高級裁判所における民事訴訟では、陪審員の審理も可能である。陪審員の審理は、自動的に行われるのではなく、当事者が請求する必要がある。実際には、陪審員の審理が行われることは少ない²³。

2 仲裁

トンガは、2020年6月12日、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（ニューヨーク条約）に加盟した（同年9月10日批准）。南太平洋諸国では、既に、パプアニューギ

²¹ <http://www.pacii.org/to/courts.html>

²² <http://www.justice.gov.to/land-court/>

²³ <https://www.commonwealthgovernance.org/countries/pacific/tonga/judicial-system/>

ニア、フィジー、マーシャル諸島、クック諸島、パラオが同条約に加盟している。従来、トンガには外国仲裁判断を承認・執行するための法的枠組みが無いことが、外国企業のトンガへの投資の妨げとなることが指摘されていた。しかし、トンガは、2021年3月3日、外国からの投資を積極的に誘致するため、「2020年国際仲裁法」²⁴を施行した²⁵。2020年国際仲裁法は、1985年の「国際商事仲裁に関する UNCITRAL モデル法」及びその2006年修正を基本とし、さらに、オーストラリア、香港、シンガポールの国際仲裁法をも参考に策定された。そのため、2020年国際仲裁法と UNCITRAL モデル法との間には、いくつかの重要な違いがあることが指摘されている²⁶。

VI 刑事法

トンガにおける刑罰としては、被害弁償の支払（犯罪により生じた損失の弁償金を被害者に支払うよう犯罪者に求める刑罰）、罰金刑、打刑、拘禁刑、死刑の5つがある。また、刑罰以外の刑事制裁として、現物返還（犯罪の被害物件を所有者に返還するよう命じる刑事制裁）とプロベーション（他人の監督に服したり、居所を制限されたり、飲酒を禁止されたり等の条件を遵守させ、社会内で生活させる刑事制裁）の2つがある。被害弁償の支払、罰金刑、打刑、拘禁刑については、最長12か月以内の範囲内で、刑の宣告猶予をすることも認められている²⁷。

刑罰のうち、「打刑」は、南太平洋諸国の中でも珍しい制度であるといえる。打刑は、①16歳以下の犯罪者に対しては、軽い棒やタマリンド等の枝でできた管で臀部を叩き（回数は20回以内）、②16歳以上の者に対しては、両端が尖った木片で臀部を叩く（回数は26回以内）という刑罰である。打刑は、治安判事の面前で、刑務所の看守長により実行される。打刑が科される可能性のある犯罪は、買春、重大な身体傷害、児童虐待、強姦、強制猥褻、近親姦、異常性愛、猥姦、強盗、住居侵入等であり、拘禁刑に付加又は代替して科される。打刑は、男性犯罪者にのみ科され、女性犯罪者には科されない²⁸。

死刑は、内乱罪及び謀殺罪の法定刑として規定されており、執行方法は絞首刑とされている²⁹。しかし、1982年以来、死刑は執行されておらず、死刑制度廃止の方向に向かっている

²⁴ https://ago.gov.to/cms/images/LEGISLATION/PRINCIPAL/2020/2020-0112/InternationalArbitrationAct2020_1.pdf

²⁵ <http://arbitrationblog.kluwerarbitration.com/2020/08/04/tonga-accedes-to-the-new-york-convention/>

²⁶ <http://arbitrationblog.kluwerarbitration.com/2021/12/12/malo-e-lelei-tonga-international-arbitration-act-2020/>

²⁷ 永田憲史著「トンガ王国の刑事制裁」（『関西大学法学論集 56巻4号』（関西大学法学会、2006年）所収）83頁以下。

²⁸ 永田・前掲書88～89頁。

²⁹ 永田憲史著「オセアニアにおける死刑」（『関西大学法学論集 67巻3号』（関西大学法学会、2017年）所収）38頁。

るといわれている³⁰。

Ⅶ おわりに

以上、トンガの法制度の概要を紹介したが、トンガ法については、日本語の文献・論文等の情報が少ないのが現状である。

しかし、トンガの公用語の一つは英語であるため、トンガ法に関する英語の情報は比較的多い。トンガは、過去に一度も植民地化されず、現在まで王制が続いている。そして、南太平洋諸国の中でいち早く憲法を制定し、英国法の強い影響を受けつつ、王国としての独自の法制度を維持・発展させてきた。近年は、カボチャの輸入、ラグビー選手の活躍、自然災害の被害への援助等により、トンガと日本の友好関係も深まっている。

今後も、トンガの法制度の動向に注目していく必要性は高いと思われる。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.50 No.10』（国際商事法研究所、2022年、原題は「世界の法制度〔オセアニア編〕第8回 トンガ」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

³⁰ https://pic.or.jp/pi_news/5508/